

平成 18 年度 3 月議会 一般質問 Q&A

平成 18 年度 3 月議会一般質問内容：(クリックすると内容がご覧いただけます)

1. 平成 18 年度予算について
2. 大垣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と大垣市国民保護協議会条例について
3. 大垣市老人保健福祉計画(第3期介護保険事業計画)について
4. 障害者自立支援法の実施にあたって
5. 医療費の明細書の発行について

1. 平成18年度予算について

先日、市長さんが述べられた平成 18 年度予算編成の基本方針について、私も一言述べさせていただきます。

市長さんは国が推し進めている「三位一体の改革」の評価を「地域の真の自立に向けた取り組みを強化しており・・・」と表現されていますが、地方分権を本当に推し進めていくための改革になっているかという、その評価はあまいのではないかと思います。「税源移譲」といいながら国の責任で行わなければならない社会保障関連の国庫補助負担金などをぱったり切り捨て、地方に押し付けました。小泉内閣が進めてきた「改革」とは、結局国の社会保障分野の責任放棄であり、「官から民へ」の掛け声で本来公的に行わなければならない仕事を民間の儲けの対象にすることにありました。そしてそこから起きてくる矛盾を一手に受けとめなければならないのが地方自治体です。小泉内閣の 5 年に及ぶ構造改革で所得格差はひろがり、貧困階層は増えています。今こそ「地方自治の本旨は住民の福祉にある」という基本理念を真に推し進めていくことが求められていると感じます。その点では、市長さんが述べられた「地方主権時代における地方行政は市民に対するサービスの質的向上に結びつくことが基本原則」というや、また『少子高齢化の進展と人口減少時代への突入』『厳しい財政状況』『地方主権型社会への展開』という基本認識については私も異論のないところです。

以上の立場で見た場合、今年度の予算ですが、一般会計の重点施策「安全・安心」の分野で、地震対策や治水事業に予算が重点配分され、県下でも相当遅れていた校舎の耐震化工事、また排水基本計画の見直しで浸水対策が一步踏み出されたことについて評価いたします。

しかし、問題と思われる予算計上もあります。国民保護計画策定事業や学校給食センター建設に P F I を導入して行うための「P F I アドバイザリー業務委託費」、「住基カード普及事業」などです。予算額は小さくても「厳しい財政事情」であるわけですから、不必要な予算やつけてはいけない予算などについては質問します。ここでは、2 点についてお聞

きします。

(1) 学校給食センター建設事業「P F I アドバイザリー業務委託など」の予算について

平成 17 年度予算で「P F I 導入可能性調査」が行われました。その結果について明らかにされていません。P F I に関する過去の質問でも教育委員会の事務局長さんは「PFI は長期にわたるもので、その間にはいろいろなリスクも考えられ・・・」と慎重な答弁をされています。様々な問題を含んでいるから慎重にならざるを得なかったのではないかと思っているのですが、今まで議会ではその導入の是非について十分審議されていません。それなのに P F I 導入を前提に「P F I アドバイザリー業務委託など」で債務負担行為も含め 2800 万円の予算化がされているのはいかがなものでしょうか。

P F I は民間の資本やノウハウを活用した公共サービスの提供で、自治体の財政的な負担を軽くするといわれていますが、様々な問題も多く含んでいます。可児市は給食センター建設を P F I で行っていますが、先日私も可児市の給食センターを視察してまいりました。大垣市の関係職員の方も何人か行かれておられるようで、また石田議員も行かれ、可児市の事例から学ぶところが大きいわけですが、私が受け止めた結論から言うならば、学校給食施設の建設はできることなら P F I 導入でなく、自力で行うのが望ましいというものです。つい最近聞いたことですが、美濃加茂市も学校給食施設の建設で「P F I 導入」の可能性調査を行った結果、P F I の導入を中止したということです。理由は「長期視点で財政支出を比較すると、あえて P F I を採用する意義は少ない」そして「P F I では市の仕様が決められないため、現場の意見が反映しにくい」というものです。本市の P F I 導入についての考えをお聞かせください。

学校給食の意義と役割について

学校給食法は 1954 年に成立し、時の文部大臣が「学校給食は食という体験を通じて子どもに生きる力の原点を学ばせる教育の一環である」と趣旨説明をしました。学校給食はその当時から「食育」の位置づけがなされ、すすめられてきました。そして、昨年「食育基本法」が制定されるなど今改めて学校給食の重要性が認識されるようになってきています。

学校給食がスタートしてからこの 50 年の間、当初は自校方式で、作る人と食べる子どもとの交流を通して教育実践がなされてきましたが、85 年頃より財政危機を理由に学校給食の経費削減など合理化案がだされ、センター方式に切り替えることが推奨されていました。全国の中には 2 万食という大規模センターもでき、「冷凍食品の倉庫ざらえ」という批判が出ました。また 0-157 事件や阪神大震災などを経て、給食センターの小規模化や分散化、そして自校方式が見直されるようになりました。結局、センター方式は 55% 止まり

平成 18 年度 3 月議会一般質問

でそれ以上進んでいないのが現状です。

大垣市は早々と給食センター化をし今建て替えの時期に来ているわけですが、1万2千食を作っている南部給食センターは全国的に見ても有数の大規模センターです。この建て替えを機に小規模化や分散化はできないものでしょうか。

また、食品添加物問題やBSE問題など「食の安全」についても大きな課題です。「地産地消」は生産者の願いでもあります。学校給食の安全や食育にとっても重要な条件です。生産者と消費者がお互いに顔の見える関係にあることで、「食育」という教育的な関わりとともに食材の安全を保障することになるわけです。しかし、この「地産地消」も岐阜県ではまだまだ生産者と子ども達が顔が見えるようなレベルで実施されているわけではなく、今後「食育」という観点から改善していくことが望まれます。今度の学校給食センターの建て替えで、以上の課題がクリアされるのでしょうか。

老朽化で早急に建て替えが必要、資金調達からPFIしか選択肢がない

可児市の視察 給食センターほぼ規模同じ

- ① 自己資金で行うと 一般財源で10億円必要 大垣市の財政事情は？
- ② 調理運営・・・可児市：建物建設はPFIでしたが調理業務は市で行って
理由：学校給食という性格を重視し、食や衛生の一定レベルを保つことができると調理は市直営の運営で実施。

回 答

南部学校給食センターのPFIアドバイザー業務委託等の予算化について、ご答弁申し上げます。国が小さな政府を目指して進める「官から民へ」の大きな流れの中で、民間資金を活用するとともに、民間の創意・工夫を最大限に生かして、良質の公共サービスを効率的に供給するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる、PFI法による施設整備の手法が、全国的に取り入れられていることは、ご案内のとおりでございます。なかでも、学校給食センターの整備につきましては、補助割合が少なく、財政負担が大きいことから、全国各地でPFI手法が検討され、既に8自治体で事業化が進められて、評価されているところであります。PFI手法の導入を見合わせた自治体は、施設の規模が比較的小さく、事業における財政的メリット、いわゆるVFM(バリュー・フォー・マネー)が出なかつたり、応募する事業者がなかつたりしたことによるものであり、今回、本市で計画しておりますような、比較的規模の大きな場合では、VFMも出ており、事業化をすすめられているところであります。PFI手法による施設整備を進める場合、PFI導入可能性調査を実施することが国のガイドラインで定められており、本年度その調査を実施

してまいりました。その調査の結果、PFI の導入は可能であるとの結論が出されており、18 年度、具体的な内容を検討するための予算を計上したものでございます。今後、PFI 導入につきましては、PFI 法に基づいて、実施方針の策定を進めていく中で、要求水準書の作成に当たり、栄養職員や調理員をはじめ、関係機関や PTA 等のご意見も反映した施設設計等をしてまいりたいと考えております。地産地消の推進や、学校における食育の取り組み等につきましては、従来どおり、市が直接、食材の購入や献立作成、栄養指導等を行うよう、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」や通達等で定められておりますので、何ら変わることはございません。いずれにいたしましても、学校給食の意義を十分踏まえまして、子供たちにとって美味しく、安心して安全な給食が提供できる施設整備を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 住基カード普及促進事業：80万円の予算計上について

私はこの間政府が進める住基ネットについてこだわってきました。住基ネットは個人情報を中心集権的に管理するというもので、全国各地で裁判が起きているというきわめて問題の多いシステムだからです。

大垣市はインターネットなどネットワークを活用した電子市役所を推進することを表明されていますが、市が進めている住基 IC カードの多目的利用もその一環かと思いますが、これにより市民の個人情報がどのように守られるのか心配します。今回の住基カード普及促進事業は60歳の誕生日を迎えた人を対象に住基カードを無料交付するというもので、税金の無駄使いだけでなく、個人情報を中央集権的に管理されたくないと感じている人や個人情報保護の点で不安に思っている人の意思を無視して交付するのであれば問題ですが、いかがですか。

回 答

住基カード普及促進事業について、ご答弁申し上げます。住基ネットは、氏名、住所、生年月日、性別の4情報に住民票コードと変更情報のみを保有しており、情報のセキュリティに関しましては、専用回線、専用機器、専用の暗号通信を導入してその安全性に万全を期しています。本市では、住基カードの独自利用として、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書を自動交付機で交付しておりますが、住基ネットには接続されておきませんので、個人情報がネットワークを通じて他に流出することはありません。平成18年度から60歳の希望者に住基カードを無料で交付させていただき、住基カードの普及を促進してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

2. 大垣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と大垣市国民保護協議会条例について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法にもとづき、今回 2 つの条例案が提出されました。これについて質問します。

有事法制の中心になっている武力攻撃事態法が規定する「有事」とは、現実には攻撃があった「発生事態」だけでなく、「攻撃のおそれ」の段階や「攻撃の予測」の段階も含まれています。現実には攻撃がなくても「攻撃のおそれがある」「攻撃が予測される」と政府が判断すれば、直ちに戦争状態に突入することになります。しかも、その「有事」への対処はアメリカと緊密に協議して、自衛隊のみならず米軍への支援も国民の犠牲と負担で行うもので、ほとんどアメリカのための有事法制というものです。

国民保護法はこの有事法制の具体化の 1 つで、2004 年 6 月に国民保護法など有事 10 案件が自民・民主・公明三党の賛成で可決したものです。

そして、平成 17 年度は都道府県で、また平成 18 年度は市町村で国民保護計画を策定することが迫られています。

はじめに、国民保護協議会条例について質問ですが、この協議会の役割は諮問を受けて国民保護計画を検討することとあります。そして、協議会の構成は国民保護法で定められています。首長が会長になる、委員は以下の者から首長が任命するとなっていて、指定地方行政機関の職員、防衛庁長官の同意を得た自衛隊員、助役、教育長、消防長など、指定公共機関・指定地方公共機関の役員又は職員、国民保護措置について知識・経験を有するものとなっています。

条例の提案説明には「市民の意見を求めるため」とありますが、協議会委員の任命は市長の権限であり、国民保護計画は議会の承認は必要なく、今回条例 2 案が通ってしまえば、その後は市民の代表である議会のチェックの機会はありません。市民の意見の反映はどう保証されるのでしょうか？

次に国民保護計画を策定する場合どのような事態を想定しているのかということですが、

04 年 12 月に発表された政府の基本指針「要旨」によれば、国民保護計画を策定するに当りどのような事態を想定しているかといえば、武力攻撃事態（着上陸侵攻・ゲリラ特殊部隊による攻撃・弾頭ミサイル攻撃・空襲）と緊急対処事態（原子力発電所など施設への攻撃・サリン・炭そ菌など化学物質などによる攻撃・航空機による自爆テロ）の 8 類型を想定し、住民の避難・救援・武力攻撃災害・国民生活安定・復旧・訓練備蓄などを計画

平成 18 年度 3 月議会一般質問

に盛り込むことになっています。国民保護計画ではこのような戦時体制を前提にしていますが、同じく 04 年の 12 月に閣議決定された「新防衛大綱」では「見通し得る将来において、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」とあり、国民保護計画を作成する根拠はなく、いたずらに戦争をあおるだけです。

武力攻撃事態つまり本土決戦や空襲などといったものは戦争する相手があって発生するものですが、本市ではこのような仮想敵国や武力攻撃事態を想定しているのですか。まずこの点についてお答えください。

次に、国民保護計画と防災計画についてですが、福井県など先行している自治体の計画案は防災計画の構成に沿った組み立てで、防災計画をベースに作られているということです。しかし、戦争と防災の混同は本質的な誤りを含んでおり、運用の段階で重大な問題を発生させることとなります。警報・避難・救援・復旧といった措置が求められるのは本土決戦・本土空襲を伴う「古典的戦争」の時ですが、今の状況下ではありえないことです。仮にそういう事態になってしまえば、すべて軍の指示が優先されるもので、自治体の避難計画など尊重されるはずがありません。計画を立てても無意味です。一方、テロなど予測されない事態では、「直下型地震でビルが倒壊」と同じ問題で防災計画で対応すればよいわけです。

昨年 11 月、福井県で原発テロ攻撃を想定した全国初の国民保護実動訓練が行われました。想定では迫撃砲攻撃で、原子炉停止し、45 分後に緊急処理事態対策本部を立ち上げ、屋内非難を指示、4 時間半後に避難開始になったということです。住民の感想は「本当に起きていたらみんな死んでいる」というものだったそうですが、何故こういうことになるかといえば、有事法制の場合は、まず政府の事態認定があり、本部設置を行い、住民の避難を開始するという徹底したトップダウンで行われるからです。しかし、原発事故や自然災害であれば、現場の自治体が緊急対処することができます。この演習で明らかになったことは、トップダウンの国民保護計画では、テロなど突発的におきる事態に対して対応できないということです。

大垣市は、ここ 30 年以内に 60% の確率で起きると言われている東南海地震の指定地域になっています。避難場所の耐震化の課題やあの阪神大震災を想定した避難訓練など、まだまだ実践的な対応は不十分です。このような地域防災計画をもっと充実しなければならないわけです。

東京の国立市は防災計画を優先させ、国民保護計画を見合わせているとのこと。大垣市も地域防災計画をもっと充実させ、国民保護計画の策定はやめたらいかがですか。

次に、国民保護計画と大垣市の「平和都市宣言」との整合性の問題です。大垣市は、平成 2 年 8 月に開催されました臨時議会にて「平和都市宣言」を満場一致で採択しております。その宣言では「・・・私達は平和な日本の未来を託す子供達や、次代を担う青年達の

平成 18 年度 3 月議会一般質問

ためにも平和な世界をつくり、育む責任がある。・・・」と謳っています。この平和都市宣言を制定した大垣市が、仮想敵国を想定し武力攻撃を受けるような事態を想定するという事は友好関係にある近隣諸国の人々にどう受け取られるでしょうか。大垣市は国際交流を重視し様々な活動が行われています。特に北東アジアの韓国や中国・ロシアといった近隣諸国の都市とフレンドリーシティの関係にあり、文化・経済の分野で活発な活動が期待されています。こうした中で仮想敵国を想定し戦時体制下の国民保護計画を策定することは、今までの友好的活動に逆行するものですがいかがですか。

回 答

大垣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と大垣市国民保護協議会条例について、ご答弁申し上げます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は、平成 16 年 9 月 17 日施行され、そのなかで国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態から保護するための国・地方公共団体などの重要な役割として「避難」「救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つを柱として定めています。また、国民保護法第 35 条第 1 項で市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき国民の保護に関する計画を作成しなければならないと規定されております。「国民保護計画」と「平和都市宣言」との整合性についてでございますが、本市におきましては、平成 2 年 8 月 13 日に平和都市宣言をしており、平和に向けて努力を積み重ねることは大切なことと考えております。しかし、こうした努力にもかかわらず、万一、不幸にも武力攻撃事態などに至った場合には、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするためにも国民保護計画を作成していくことが必要であると考えております。国民保護計画作成にあたっては、大垣市国民保護協議会において学識経験を有する市民の方などに参加をいただき作成してまいりたいと思います。また、国民保護計画を作成することは、広域災害にも対応する防災態勢の整備にもつながり、大垣市地域防災計画にも役立つものと考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

①法律で決まっているから

国民保護計画を策定しない、またできた計画が政府の基本方針と食い違っている、国民保護協議会条例を議会が認めなかったなど、こうした場合政府などは介入することはできません。どういう事態であっても、住民の保護は地方自治体と議会の自律性に委ねられているからです。

②近隣自治体との協力関係

阪神大震災以降防災計画で強調、防災計画の中で充実
武力攻撃事態・・・本土決戦、空襲・・・非現実的
テロなど突発的事故・・・防災計画で

③「あってもよいのでは」「備えあれば憂いなし」

戦争は国民保護計画があれば安心というものではありません。一旦戦争になってしまえば、どんな計画でも人命を守ることはできません。特に、現代の戦争は、一般市民を巻き込んだ圧倒的多数の一般人が犠牲になる戦争です。絶対に起こしてはならないわけです。

自然災害は今の科学では発生を抑えることはできません。しかし、戦争は国家の意志で起きるものです。戦争を起こさない最大限の力を注ぐことが大切です。

日本は戦後 60 年、一度たりとも戦争の名の下で他国の人を殺すことも又殺されることもありませんでした。それは憲法 9 条があったからです。憲法 9 条で世界の人々は、日本は二度と戦争しないという信頼を勝ち得ていました。

いま、この憲法 9 条が大変危ういところにきています。

昨年 11 月に自民党は新憲法草案を発表し、憲法 9 条の第 2 項を削除し、自衛軍を明記するという案に変えるというものです。この 2 項は軍隊を持たない、他国との交戦権を禁止するという内容ですが、これを削除するという事は、今イラクにいてる自衛隊の人たちがそこで戦闘状態になるということです。このように海外に出て行って、戦争できる国にしてしまう、ことになれば、この国民保護法が想定している事態も非現実的などといっていられなくなります。私達が今本当に問題にしなければならないことは、こういった危険な動きにストップをかけることではないですか。

先日、市長さんが基本方針の中で強調されたことは、地方自治体が自律的に対応する「地方主権時代」でした。そこで、市長さんにお聞きしますが、地方自治体の役割は住民保護です。どんなときでもまず第一に考えなければならないのが住民の命です。住民の命を本当に守るには、今、日本を戦争に巻き込むこういった改憲の動きに対してストップをかけることです。市長さんから、本当に住民の命を守るためには憲法 9 条を変えないことであることを表明していただきたいのですがいかがですか。

▲ 上へ戻る

3. 大垣市老人保健福祉計画(第3期介護保険事業計画)について

この 1 年間介護保険制度が大きく改悪されました。昨年の 10 月にホテルコスト導入で

施設入所者の居住費や食費が全額負担になり、この 4 月には介護保険料の大幅値上げが実施されることとなります。今日の追加議案で明らかになりましたが、大垣市の 1 号被保険者の介護保険料は基準額で 4190 円となり 870 円の値上げとなります。この 1 年介護保険にこだわってきましたが、今回は保険料や利用料の問題について質問します。

- (1) この 4 月から、介護保険料の値上げだけでなく税制改正で保険料の所得段階も変わる人が出てきます。税制改正で公的年金収入からの控除額「140 万円」だったのが「120 万円」に引き下げられ、また、65 歳以上の人は前年の合計所得が 125 万円以下の場合は住民税非課税でしたが廃止されました。更に定率減税の見直しなどで、今まで世帯非課税だったのが世帯課税になったり、本人非課税だったのが課税になったりと収入が変わらなくても所得段階が変わり、保険料も値上げになってしまう人が出てきます。これは、介護保険料だけでなく国保料も同じように影響するわけですが、この税制改正で影響を受ける人がどれだけおられるでしょうか。また、厚生省もそのままでは負担が大きすぎると見てか激変緩和措置をとることになりましたが、どのように行われるのか明らかにしてください。
- (2) 大垣市は 3 年前の第 2 期事業計画策定時、独自の介護保険料の減免制度をつくりました。しかし、この 3 年間で減免制度の対象になった人はごくわずかしかいません。その大きな理由は国の 3 原則に従っているためだと思います。この 3 原則というのは①一般財源からの繰り入れをしない②保険料の全額免除はしない③資産状況を把握せずに一律の減免はしないというもので、これに従っていると、所得が生活保護水準以下であっても、資産があれば対象になりません。隣の愛知県の自治体では、「預金や不動産の制限はなく、本人の所得のみで対応しているところもあります。(資料) 国の 3 原則にこだわらず所得が生活保護水準にある低所得者には軽減措置を行ってはいかがでしょうか。
- (3) 利用料の減免です。介護保険が導入されるとき、介護給付限度額まで介護サービスを受ける権利があるといわれました。しかし 1 割の利用料が払えず必要な介護サービスも我慢し悪化する場合があります。全国には独自の利用料軽減措置を設けている自治体が 600 近くになると言われています。資料は隣の愛知県の豊橋市と半田市の軽減制度ですが、大垣市も独自の軽減措置を設けてはいかがですか。
- (4) 障害者控除対象者認定書の発行について

今、確定申告の真っ最中ですが、本人や家族が要介護認定者であれば、障害者控除を受けることができます。それは障害者手帳を持っていなくても、納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者である場合、所得税、住民税の所得控除が受けられます。介護保険の要介護認定者もこれに当てはまり、障害者手帳がなくても市が障害者として認定すれば、本人または家族が障害者控除を受けることができます。要介護 1 から 3 までの方は 27 万円の控除、要介護度 4・5 の重度の方は特別障害者として 40 万円の控除が受けられます。甲府市では要介護認定者への障害者控除証明書発行を個別通知で行う

ことを検討しているとのこと。小泉内閣の税制改悪の影響で 4 月から大增税になるなか、連動して介護保険料や国保料が引きあがるわけで、市民の負担軽減のため対象者は漏れなく税金控除が受けられるように、大垣市も是非「障害者控除対象者認定書」の発行を個別通知で行うよう求めます。

回 答

大垣市老人保健福祉計画(第 3 期介護保険事業計画)について、ご答弁申し上げます。税制改正に伴い介護保険料の影響を受ける方は、激変緩和措置者として第 3 期介護保険事業計画を策定する中、国の示した率で算定しますと、約 3,000 人程度と見込まれます。対象の方は、「本人が市民税非課税から課税になる方」及び「本人が市民税非課税であるが世帯課税になる方」で、軽減率については、7 段階に分かれており、本来の平成 18 年度保険料、約 700 円から 2,000 円程度の軽減になると存じます。次に、介護保険料軽減措置でございますが、法で定められた「災害等の減免」の他、平成 15 年度から、国が示した「保険料の全額免除」。「収入のみに着目した一律減免」。「一般財源の繰り入れ」は、適当ではないとした「3 原則」を遵守した上、低所得者のうち更に生活が困窮している方を対象に減額制度を実施しております。今後、国の動向を注視してまいりたいと存じます。次に、利用料の減免措置でございますが、介護保険料の利用料は、原則 1 害 J 負担になっており、負担が高額になった場合は、高額サービス費の支給制度により所得等に応じ、上限額を超えた金額について払い戻しを行っております。また、特に生計が困難な方を対象に、社会福祉法人が運営するサービスを利用される場合には、社会福祉法人等利用者負担額軽減対策事業の制度がございます。いずれにいたしましても、保険料・利用料の軽減につきましては、個人それぞれ事情があるかと存じますので、個別に相談していただきますようお願い申し上げます。次に、障害者控除対象者認定書の個別通知でございますが、要介護区分とは別に、個別に日常生活自立度で判定いたしますので、対象者の方を抽出することは、難しいと存じます。広報等で周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

▲上へ戻る

4. 障害者自立支援法の実施にあたって

障害者福祉を大きく変える法律である障害者自立支援法は昨年 10 月 31 日共産党、民主党、社民党の反対を押し切って、自民・公明の賛成で成立しました。政府は、「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する」としてはいますが、障害が重く制度利用の多い人ほど負担が大きくなるという「応益負担」の導入で、障害者団体などからは、「自立支援どころか、自立を妨げ、生きる権利を奪う」と強い反対の声が上がっていました。しかし、

平成 18 年度 3 月議会一般質問

政府・与党の強行成立で、この 4 月から実施され、障害者と家族の中には「これまでどおりサービスは受けられるのか」とか「定率 1 割の利用料はとて払えない」といった不安が広がっています。4 月から障害者自立支援法の実施にあたり次の 5 点について質問します。

まず一つは、これまでどおりサービスが受けられるかという点です。障害者の家族の中には、「ショートステイの利用が今まで 3～4 時間預かりで利用できたが、今度は泊まりでないと受け入れてもらえないのでは」といった不安や「移動介護の利用では最重度の人しかマンツーマンでつけてもらえない。その他の人はグループ利用になりそうだ」というように、今まで受けてきたサービスが利用できなくなるといった不安が出ています。今受けている福祉サービスの内容や量が自立支援法の実施で低下することのないように求めます。

次に、定率 1 割負担や福祉サービスの支給決定は障害程度区分判定を受けて決まるなど、今までとは制度が大きく変わり、しかも情報がなかなか伝わってこないなど、障害者と家族の中に不安や混乱が生じています。制度の概要や手続きの実務については、市が責任をもって周知徹底してください。

3 番目は、「障害程度区分認定」や「支給決定」にあたっては、障害者のニーズにあわせた適正な判定を行えるように配慮してください。

4 番目は、定率の自己負担によって、利用抑制を起ししかねないという問題です。介護保険も 1 割負担で、低所得者で負担能力が低い人ほど利用率が低いというのが定説になっています。自立支援法においても同様のことでいえます。更に問題だと感じていることは、障害乳幼児に対しても利用料 1 割負担が課せられていることです。障害乳幼児の場合最も重視されることは、早期発見・早期対応です。発達期にある障害児の場合は、早期に発見し、早期に療育を行うことで、障害の重度化や固定化を防ぐことができます。ところが利用料の負担で、必要な療育も利用抑制を起ししてしまったら、みすみす改善される障害も重度化させてしまうこととなります。

横浜市は所得の低い障害者は自己負担を全額市が助成することを決めました。京都市も国基準の負担額を半分にする独自の軽減措置を実施するそうです。大垣市も市独自の軽減策を講じるべきと考えますがいかがですか。

最後に、「障害福祉計画」を平成 18 年度中に策定することが義務付けられています。この地域は重症児者の受け入れ施設がないこと、精神障害者のグループホームがない、障害乳幼児を受け入れてくれるデイサービスがないなど、たびたび議会でも取り上げられました。この西濃地域は県下でも基盤整備が遅れている地域と思っています。計画を策定する

に当たって、障害者の実態やニーズを的確につかみ、他地域より遅れている基盤整備を充実させることを求めます。

回 答

障害者自立支援法について、ご答弁申し上げます。障害者自立支援法では、平成 15 年度から導入された支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、施設、事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など、障害福祉サービスを一元化するもので、これまで、障害の種類や年齢により、利用できるサービスの内容等が分けられていましたが、どの障害の人も共通のサービスを地域において、より広く利用ができるようになります。また、制度の啓発につきましては、広報「おおがき」に掲載するとともに、現行制度の利用の方については、支給決定に係る聞き取り調査に合わせて個別に説明し、その他、関係団体等に制度の説明会を実施し周知に努めております。「障害程度区分認定」及び「支給決定」につきましては、まず、障害程度区分の認定調査を行い、一次判定として 106 項目の調査結果をコンピュータにて判定いたします。一次判定の結果に、概況調査、特記事項及び必要に応じて医師の診断書を添え、審査会に諮ります。審査会の二次判定の結果は、市へ通知がされます。市は、認定調査、概況調査、審査会の意見に加え、サービス利用者の意向調査を参考にして支給内容を決定いたします。障害福祉サービスの利用料の減免につきましては、サービス等を利用した場合、食費等の実費を含め、利用したサービス量や所得に応じて低所得の方に配慮したうえで、利用者の方々に公平に負担いただく仕組みとなっております。基盤整備の充実につきましては、アンケート調査等を実施して、ニーズの把握に努め、障害福祉計画の中で検討してまいりたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[▲上へ戻る](#)

5. 医療費の明細書の発行について

2 月 8 日の新聞報道によりますと、枚方市民病院はこの 4 月から患者さんが病院の窓口で医療費を払う際に、治療や検査の内容が分かる明細書を発行するとのことです。発行手数料は徴収せず、患者さんへのサービスとして実施、医療費の透明性を高めるということです。政府・与党も昨年 12 月医療制度改革大綱をまとめ、その中で医療費の内容が分かる領収書発行の義務付けを打ち出しました。医療費の明細書が発行されれば、患者さんは自分の受けた医療内容をコストの面からも知ることができ、医療費への理解を深める第一歩であり、不必要な医療費の抑制にもなります。

大垣市民病院は「患者中心の医療」を理念として掲げ、患者さんに対して「説明と同意」

平成 18 年度 3 月議会一般質問

を重視しています。この患者さんの知る権利は、病気や治療方針だけでなく、かかった医療費についても当てはまります。正直のところ、医療を受ける立場からみると、病気の状態はもちろんです。それと同じように医療費の内容についても詳しく知りたいのです。西濃地域の中で基幹病院としての役割をもつ大垣市民病院も率先して医療費の透明性に努め、医療費明細書付の領収書を発行してはいかがでしょうか。

回 答

医療費明細書の発行について、ご答弁申し上げます。平成 18 年 4 月に行われる診療報酬改定では、「診療報酬点数表の検査、投薬、処置などの各部単位で金額の内訳が分かる領収書」の交付が、義務付けられる予定でございます。当院では、すでに「各部単位で金額の内訳が分かる領収書」を発行しておりますが、今回の診療報酬改定とは若干異なる部分もございますので、今後国から標準的な様式が示された場合は、それに準じて発行してまいりたいと存じます。また、枚方市民病院では、4 月から希望者に対し、領収書と併せて診療報酬明細書とほぼ同じ内容のものを発行されると伺っております。今後当院でも、このような診療内容の分かる明細書が発行しては、とのご提言につきましては、国の方針や他の病院の動向を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[▲上へ戻る](#)